

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6882080号
(P6882080)

(45) 発行日 令和3年6月2日(2021.6.2)

(24) 登録日 令和3年5月10日(2021.5.10)

(51) Int.Cl.

F 1

GO6F 21/32	(2013.01)	GO6F 21/32
GO6F 21/44	(2013.01)	GO6F 21/44
GO6F 21/60	(2013.01)	GO6F 21/60 380
GO6F 3/12	(2006.01)	GO6F 3/12 322
GO9C 1/00	(2006.01)	GO6F 3/12 338

請求項の数 13 (全 22 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号

特願2017-108255 (P2017-108255)

(22) 出願日

平成29年5月31日 (2017.5.31)

(65) 公開番号

特開2018-205906 (P2018-205906A)

(43) 公開日

平成30年12月27日 (2018.12.27)

審査請求日

令和2年5月28日 (2020.5.28)

(73) 特許権者 000001007

キヤノン株式会社

東京都大田区下丸子3丁目30番2号

(74) 代理人 100126240

弁理士 阿部 琢磨

(74) 代理人 100124442

弁理士 黒岩 創吾

(72) 発明者 太田 峻輔

東京都大田区下丸子3丁目30番2号キヤノン株式会社内

審査官 桜井 茂行

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 画像処理装置、方法、プログラム及びシステム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

生体認証のための認証モジュールと、該認証モジュールにより認証処理を行う際に必要なユーザーの生体情報および秘密鍵を関連付けて格納する耐タンパー性を備える記憶手段と、を有する携帯端末と通信できる通信機能を備える画像処理装置であって、

サービス提供システムで発行された検証用データを受信した場合に、前記携帯端末に対して、該検証用データを送信する第1送信手段と、

前記携帯端末の有する前記認証モジュールによる前記ユーザーの認証処理の成功に応じて、前記記憶手段に格納された前記秘密鍵と前記検証用データとを用いて生成される署名データを、前記携帯端末から受信する第1受信手段と、

前記サービス提供システムと連携する機器認証システムに対して、機器認証のための要求を送信する第2送信手段と、

前記機器認証システムで発行された認証トークンを受信する第2受信手段と、

前記署名データと前記認証トークンとを、前記サービス提供システムに対して送信する第3送信手段と、

を有し、

前記サービス提供システムにおいて、前記サービス提供システムに登録されている前記秘密鍵に対応する公開鍵による前記署名データの検証、および、前記機器認証システムと連携した前記認証トークンの検証に従って、前記サービス提供システムにより前記画像処理装置に対してサービスが提供されることを特徴とする画像処理装置。

10

20

【請求項 2】

前記サービス提供システムでは、サービスの提供先として、ユーザー識別情報とデバイス識別情報が管理されており、

前記サービス提供システムに登録されている前記秘密鍵に対応する公開鍵により前記署名データが検証され、かつ、前記機器認証システムに対して前記認証トークンの検証を要求して前記画像処理装置の識別情報が得られた場合に、前記携帯端末で生体認証されたユーザーに対応するユーザー識別情報および、前記機器認証システムから得られた前記画像処理装置の識別情報に紐付けて管理されるサービスが前記サービス提供システムにより前記画像処理装置に対して提供されることを特徴とする請求項1に記載の画像処理装置。

【請求項 3】

10

前記第3送信手段は、前記署名データをアサーション情報として前記サービス提供システムに対して送信し、

さらに、前記認証トークンは、前記アサーション情報の拡張領域に設定されることを特徴とする請求項1または2に記載の画像処理装置。

【請求項 4】

前記第2送信手段は、前記サービス提供システムからの機器認証の指示に応じて、前記機器認証システムに対して機器認証のための要求を送信することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 5】

20

前記携帯端末では、前記認証モジュールに対する前記ユーザーの生体情報の登録に際して、前記秘密鍵と前記公開鍵が作成され、

前記サービス提供システムで前記ユーザーのユーザー識別情報に対応づけて登録されるよう前記携帯端末から前記公開鍵が前記サービス提供システムに対して送信されることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 6】

前記第1送信手段は、前記画像処理装置での前記ユーザーの操作に従い、携帯端末で認証処理を行うことが指定された場合に、前記携帯端末に対して、検証用データを送信することを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 7】

30

前記サービス提供システムは、前記サービスとして、前記ユーザーが前記サービス提供システムに登録したデータを前記画像処理装置に対して提供し、前記画像処理装置が該提供されたデータを用いたプリント処理を実行することを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 8】

前記サービス提供システムは、前記サービスとして、前記ユーザーが前記サービス提供システムに登録したデータを前記画像処理装置に対して提供し、前記画像処理装置が該提供されたデータを用いた3次元造形物の造形処理を実行することを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 9】

40

前記生体情報は、前記ユーザーの指紋、静脈、虹彩、声紋、及び顔画像の少なくともいずれかに係る情報を特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載の画像処理装置。

【請求項 10】

生体認証のための認証モジュールと、該認証モジュールにより認証処理を行う際に必要なユーザーの生体情報および秘密鍵を関連づけて格納する耐タンパー性を備える記憶手段と、を有する携帯端末と通信できる通信機能を備える画像処理装置における方法であって、

サービス提供システムで発行された検証用データを受信した場合に、前記携帯端末に対して、該検証用データを送信する第1送信ステップと、

前記携帯端末の有する前記認証モジュールによる前記ユーザーの認証処理の成功に応じ

50

て、前記記憶手段に格納された前記秘密鍵と前記検証用データとを用いて生成される署名データを、前記携帯端末から受信する第1受信ステップと、

前記サービス提供システムと連携する機器認証システムに対して、機器認証のための要求を送信する第2送信ステップと、

前記機器認証システムで発行された認証トークンを受信する第2受信ステップと、

前記署名データと前記認証トークンとを、前記サービス提供システムに対して送信する第3送信ステップと、

を有し、

前記サービス提供システムにおいて、前記サービス提供システムに登録されている前記秘密鍵に対応する公開鍵による前記署名データの検証、および、前記機器認証システムと連携した前記認証トークンの検証に従って、前記サービス提供システムにより前記画像処理装置に対してサービスが提供されることを特徴とする方法。10

【請求項11】

請求項1乃至9のいずれか1項に記載の各手段としてコンピューターを機能させるためのプログラム。

【請求項12】

生体認証のための認証モジュールと、該認証モジュールにより認証処理を行う際に必要なユーザーの生体情報および秘密鍵を関連付けて格納する耐タンパー性を備える記憶手段と、を有する携帯端末と、

前記携帯端末と通信できる通信機能を備える画像処理装置と、20

前記秘密鍵に対応する公開鍵が登録されたサービス提供システムと、

画像処理装置の認証のための認証トークンを発行する機器認証システムと、を含むシステムであって、

前記画像処理装置における、前記サービス提供システムで発行された検証用データを受信した場合に、前記携帯端末に対して、該検証用データを送信する第1送信手段と、

前記携帯端末における、前記ユーザーの前記認証モジュールによる認証処理の成功に応じて、前記記憶手段に格納された前記秘密鍵と前記検証用データとを用いて署名データを生成する生成手段と、

前記画像処理装置における、前記携帯端末から、前記生成される署名データを受信する第1受信手段と、30

前記画像処理装置における、前記機器認証システムに対して、機器認証のための要求を送信する第2送信手段と、

前記機器認証システムにおける、前記画像処理装置のために、認証トークンを発行する発行手段と、

前記画像処理装置における、前記機器認証システムから、前記発行された認証トークンを受信する第2受信手段と、

前記画像処理装置における、前記署名データと前記認証トークンとを、前記サービス提供システムに対して送信する第3送信手段と、

前記サービス提供システムにおける、前記サービス提供システムに登録されている前記秘密鍵に対応する公開鍵による前記署名データの検証、および、前記機器認証システムと連携した前記認証トークンの検証に従って、前記画像処理装置に対してサービスを提供する提供手段と、40

を有することを特徴とするシステム。

【請求項13】

生体認証のための認証モジュールと、該認証モジュールにより認証処理を行う際に必要なユーザーの生体情報および秘密鍵を関連付けて格納する耐タンパー性を備える記憶手段と、を有する携帯端末と、

前記携帯端末と通信できる通信機能を備える画像処理装置と、

前記秘密鍵に対応する公開鍵が登録されたサービス提供システムと、

画像処理装置の認証のための認証トークンを発行する機器認証システムと、を含むシス50

テムにおける方法であって、

前記画像処理装置における、前記サービス提供システムで発行された検証用データを受信した場合に、前記携帯端末に対して、該検証用データを送信する第1送信ステップと、

前記携帯端末における、前記ユーザーの前記認証モジュールによる認証処理の成功に応じて、前記記憶手段に格納された前記秘密鍵と前記検証用データとを用いて署名データを生成する生成ステップと、

前記画像処理装置における、前記携帯端末から、前記生成される署名データを受信する第1受信ステップと、

前記画像処理装置における、前記機器認証システムに対して、機器認証のための要求を送信する第2送信ステップと、

前記機器認証システムにおける、前記画像処理装置のために、認証トークンを発行する発行ステップと、

前記画像処理装置における、前記機器認証システムから、前記発行された認証トークンを受信する第2受信ステップと、

前記画像処理装置における、前記署名データと前記認証トークンとを、前記サービス提供システムに対して送信する第3送信ステップと、

前記サービス提供システムにおける、前記サービス提供システムに登録されている前記秘密鍵に対応する公開鍵による前記署名データの検証、および、前記機器認証システムと連携した前記認証トークンの検証に従って、前記画像処理装置に対してサービスを提供する提供ステップと、

を有することを特徴とする方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、画像処理装置の利用時において、生体認証されたユーザーが利用可能な機器を制御する手法に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、生体認証を含む新たな認証システムとして、FIDO(Fast Identity Onlineの略)が注目されている。

【0003】

生体認証で用いられる指紋や静脈といった生体情報は、外部に情報が流出してしまった場合に、ID/パスワード認証におけるパスワードと異なり情報を書き換えることができないため、情報漏洩が致命的になる。これに対して、FIDOでは認証作業を、インターネットを経由してサーバー上で行うのではなく、ユーザーの手元にある端末上で行うため、生体情報がネットワーク上に流れることがなく、情報漏洩のリスクが少ないと言える。このような、生体情報がネットワーク上に流出する懸念が低い、特殊な認証な仕組みにおいては、生体情報は認証を行う端末内のセキュアな領域で厳密に管理される。

【0004】

従来から、オフィスや公共の場で、セキュリティを担保するために、認証を行った上でネットワークサービスを利用できる機器上で、ユーザーに対してサービスを提供するシステムが存在する。例えば、特許文献1には、ユーザーが画像処理装置を操作する際に、ICカードから読み取った情報を用いて認証サーバーで認証させ、認証が成功したユーザーIDに対応する印刷ジョブをプリントサーバーからその画像処理装置にダウンロードするシステムがある。さらに、特許文献1では、ICカード認証の代わり、指紋、指静脈など生体情報を用いて認証サーバーで認証させる点も開示している。

【0005】

このようなシステムには、前述のFIDOのような、よりセキュアな生体認証を含む特殊な仕組みを採用することが望まれる。

【先行技術文献】

10

20

30

40

50

【特許文献】**【0006】****【特許文献1】特開2013-191236号公報****【発明の概要】****【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

ここで、ネットワークサービスをユーザーに提供するために設置された画像処理装置を含むシステムでの認証に、前述のFIDOのような特殊な認証の仕組みを適用した場合を想定する。このような仕組みでは、仕様上、ユーザーは認証が成功した場合であればどこに設置された画像処理装置でもサービス提供を受けられることになる。例えば、提供サービスによって出力されるデータが機密などである場合には、提供する画像処理装置を、設置場所や機器性能などの条件に応じて制限したい場合がある。10

【0008】

そこで、本発明は、前述のFIDOの仕組みを含む生体認証を用いたシステムにおいて、サービス提供する画像処理装置を制御し得る手法を提供する。

【課題を解決するための手段】**【0009】**

本発明における画像処理装置は、生体認証のための認証モジュールと、該認証モジュールにより認証処理を行う際に必要なユーザーの生体情報および秘密鍵を関連付けて格納する耐タンパー性を備える記憶手段と、を有する携帯端末と通信できる通信機能を備える画像処理装置であって、サービス提供システムで発行された検証用データを受信した場合に、前記携帯端末に対して、該検証用データを送信する第1送信手段と、前記携帯端末の有する前記認証モジュールによる前記ユーザーの認証処理の成功に応じて、前記記憶手段に格納された前記秘密鍵と前記検証用データとを用いて生成される署名データを、前記携帯端末から受信する第1受信手段と、前記サービス提供システムと連携する機器認証システムに対して、機器認証のための要求を送信する第2送信手段と、前記機器認証システムで発行された認証トークンを受信する第2受信手段と、前記署名データと前記認証トークンとを、前記サービス提供システムに対して送信する第3送信手段と、を有し、前記サービス提供システムにおいて、前記サービス提供システムに登録されている前記秘密鍵に対応する公開鍵による前記署名データの検証、および、前記機器認証システムと連携した前記認証トークンの検証に従って、前記サービス提供システムにより前記画像処理装置に対してサービスが提供されることを特徴とする。20

【発明の効果】**【0010】**

本発明によれば、前述の生体認証を用いたシステムを拡張し、サービス提供する画像処理装置を制御することができる。

【図面の簡単な説明】**【0011】****【図1】本発明におけるシステム構成の例を示す図****【図2】本発明における各装置のハードウェア構成の例を示す図****40****【図3】本発明におけるソフトウェアによる機能ブロックの例を示す図****【図4】実施例1における全体シーケンス図****【図5】実施例1における認証機能を呼び出す際のパラメータ****【図6】実施例1における携帯端末での生体認証処理に関するフローチャート****【図7】実施例1における画像処理装置で表示される画面の例****【図8】応用例1における交換タイミングの予測処理に関するフローチャート****【図9】携帯端末上に表示される生体認証の要求画面****【発明を実施するための形態】****【0012】**

以下、本発明を実施するための最良の形態について図面を用いて説明する。

50

【0013】

(実施例1)

図1は、本発明におけるシステム構成の例を示す図である。

【0014】

本システムは、画像処理装置101と、印刷サービスサーバー103、機器認証サービスサーバー104、テナント管理サービスサーバー105、および機器管理サービスサーバー106から構成されている。また、画像処理装置101は、携帯端末102ともネットワーク112を介して接続される。ネットワーク111は、例えば、インターネット等のLAN、WAN、電話回線、専用デジタル回線、ATMやフレームリレー回線、ケーブルテレビ回線、データ放送用無線回線等のいずれであり。または、これらの組み合わせにより実現される、いわゆる通信ネットワークである。ネットワーク112は、LANなどの上述のネットワーク回線に加え、例えばBlueTooth(登録商標)等の近距離通信なども含む。
10

【0015】

なお、画像処理装置101としては、プリンターや、複写機、デジタル健康機器(血圧測定器やルームランナーなど)、ATM、(3次元造形物をプリント(造形処理)する)3Dプリンターといった、ネットワークからデータを取得して画像データや物理媒体として出力処理する機器であれば、本発明が適用可能である。従って、印刷サービスサーバー103についても、出力対象となるデータを画像処理装置に供給できるサービスを提供するような様々なサービス提供システムに代替され、本発明に適用することが可能である。
20 また、印刷サービスサーバー103は、マルチユーザーのドキュメントデータを蓄積して他の装置からの要求に応じて提供できる画像処理装置により構築することも可能である。

【0016】

本発明では、以下、プリントデータを画像処理装置に提供し、画像処理装置で印刷出力するシステムの例について詳しく説明する。

【0017】

なお、携帯端末102は、ノート型のPCや携帯端末(スマートフォンやタブレット)、スマートウォッチやスマートグラスなどのウェアラブル端末などのことである。

【0018】

機器認証サービスサーバー104は、機器認証システムを構築するサーバーであって、機器管理サービスサーバー106に登録されている画像処理装置などを一意に特定するために、認証トークンを用いた機器認証を行うために用意されたサーバーである。機器認証サービスサーバー104は、印刷サービスサーバー103に対して適切な画像処理装置を保証するために、印刷サービスサーバー103と連携している。
30

【0019】

なお、テナント管理サービスサーバー105は実施例2で利用されるサーバーであり、その詳細については後述する。

【0020】

図2は、本発明を構成する各装置のハードウェアの構成例を示す図である。

【0021】

図2(a)は、印刷サービスサーバー103、機器認証サービスサーバー104、テナント管理サービスサーバー105、および機器管理サービスサーバー106を構築する情報処理装置のハードウェア構成図である。これらは、一般的なパーソナルコンピューター(PC)と同様なハードウェアで構成することもできる。

【0022】

CPU201は、ROM203内に記憶されたプログラムや、ハードディスク210からRAM202にロードされたOS(オペレーションシステム)やアプリケーション等のプログラムを実行する。すなわち、CPU201が、読み取り可能な記憶媒体に格納された該プログラムを実行することにより、後述する各フローチャートの処理を実行する各処理部として機能する。RAM202は、CPU201のメインメモリであり、ワーカエリ
40 50

ア等として機能する。キーボードコントローラ 204 は、キーボード 208 や図示しないポインティングデバイス（マウス、タッチパッド、タッチパネル、トラックボールなど）からの操作入力を制御する。ディスプレイコントローラ 205 は、ディスプレイ 209 の表示を制御する。ディスクコントローラ 206 は、各種データを記憶するハードディスク（H D）やフレキシブルディスク（F D）等の外部メモリ 210 へのデータアクセスを制御する。ネットワーク I / F 207 はネットワークに接続されて、ネットワークに接続された他の機器との通信制御処理を実行する。

【0023】

印刷サービスサーバー 103、機器認証サービスサーバー 104、テナント管理サービスサーバー 105、および機器管理サービスサーバー 106 は、後述する各サーバーが管理すべき情報を自装置が備える外部メモリ 210 や、ネットワーク上のストレージといった記憶装置に格納する。10

【0024】

図 2 (b) は、画像処理装置 101 のハードウェア構成図である。ここでは、画像処理装置 101 として、プリンターの構成を例示している。

【0025】

CPU 221 は ROM 223 に格納されているプログラム（後述する各処理を実現するプログラムも含む）を備え、内部バス 231 を介して各デバイスを総括的に制御する。RAM 222 は、CPU 221 のメモリやワークエリアとして機能する。ネットワーク I / F 225 は、外部のネットワーク機器と片方向または双方向にデータを取り扱う。近接通信 I / F 226 は BlueTooth などの近接通信用のネットワーク I / F である。携帯端末 102 等と通信し、データのやり取りを行うための通信機能となる構成である。デバイス制御 227 は印刷部 228 を制御する。CPU 221 は、RAM 222 や ROM 223 と共にプログラムの実行処理をおこなうとともに、記憶装置 224 等の記録媒体に画像データを記録する処理を行う。記憶装置 224 は外部記憶装置として機能する。入出力装置 230 は画像処理装置 101 における入出力を担う複数の構成を示す。具体的には、ユーザーからの入力（ボタン入力など）を受け付け、該入力に対応する信号を入出力 I / F 229 によって前述した各処理部へ伝える。ほかにも、ユーザーに対して必要な情報を提供したり、ユーザー操作を受けたりするための表示装置（タッチパネルなど）も入出力装置 230 に含まれる。入出力装置 230 は、ネットワーク上からサービス提供装置から提供されたデータを表示出力（通知）することができる。2030

【0026】

さらに、原稿を読み取り、入力として電子データを受付けるためのスキャン装置も入出力装置 230 に含まれてよい。3D プリンターなどでは、印刷部 228 として、3 次元造形物を造形するためのステージやヘッドなどが実装されることになる。

【0027】

図 2 (c) は、携帯端末 102 のハードウェア構成図である。

【0028】

CPU 242 は、ROM 244 に格納されているプログラム（後述する各処理を実現するプログラムも含む）を備え、内部バス 241 を介して各デバイスを総括的に制御する。RAM 243 は、CPU 242 のメモリやワークエリアとして機能する。ネットワーク I / F 247 は、Wi-Fiなどを用いた、外部のネットワーク機器と片方向または双方向にデータを取り扱う。CPU 242 は、RAM 243 や ROM 244 と共にプログラムの実行処理をおこなうとともに、記憶装置 245 等の記録媒体にデータを記録する処理を行う。記憶装置 224 は、外部記憶装置として機能し、SD カードなどで構成される。40

【0029】

Trusted Platform Module (TPM) 246 は、機密情報を処理したり格納したりする目的で、格納したデータを外部から読み取られることを防ぐ耐タンパー性を備えた記憶手段である。耐タンパー性を備えた記憶手段の具体例としては、業界標準である TPM 2.0（もしくはそれ以上のバージョン）の仕様に準拠したものを想50

定している。本発明では、生体認証に用いる生体情報自体、またはその生体情報の特徴量や、その生体情報に対応する秘密鍵などがTPM246に格納される。なお、後述では、センサーで取得できた生体情報を示す信号の特徴量についても生体情報と呼ぶ場合がある。生体情報センサー248は、ユーザーの生体情報を読取るセンサーであり、例えばユーザーの指紋、虹彩、静脈、声紋、顔画像の情報を読み取り信号に変換する。専用の読み取り機や、カメラ、マイクなどを用いて実現される。

【0030】

タッチパネル249は、表示と入力の2つの機能を備えており、アプリケーションの画面やキーボードなどを表示したりするとともに、ユーザーが画面に手や専用のペンで圧力を加えることにより、触れられた画面位置情報を外部へ情報信号として出力する。出力された信号情報をアプリケーションが利用することで、ユーザーはタッチパネル206を通じてアプリケーションを操作することができる。生体情報センサー248とタッチパネル249とは、重ねて実装することが可能で、タッチパネル249への操作により利用者の指紋情報を読み取るといった構成も可能である。10

【0031】

近接通信I/F250は、MFP101のそれと同様に、NFCやBlueToothなどの近接通信用の通信方式に対応したI/Fであり、本実施例においては、MFP101とこのI/Fを介して通信を行う。

【0032】

図3は、本発明の各装置が有するソフトウェアによって実現される機能モジュールの構成を示している。これらの構成は、大きく分けて、「印刷サービスサーバー103によるクライアントPC107からの印刷指示受付」、「印刷サービスサーバー103に対する携帯端末102からの認証情報の登録処理」、および「印刷サービスサーバー103に対する画像処理装置からの印刷要求」の3つの処理を実現する。以下では、図3の各構成の説明も含めて、これら3つの処理について説明する。20

【0033】

なお、図3で示す印刷サービスサーバー103、機器認証サービスサーバー104、テナント管理サービスサーバー105の各部は、ROM203にプログラムとして格納され、RAM202上でCPU201によって実行される。また、画像処理装置101の各部は、ROM223にプログラムとして格納され、RAM223上でCPU221によって実行される。同様に、携帯端末102の各部は、ROM244にプログラムとして格納され、RAM243上でCPU242によって実行される。30

【0034】

印刷サービスサーバー103に対するクライアントPC107からの印刷指示受付
まず、ユーザーはクライアントPC106などを用いて、印刷サービスサーバー103の印刷サービスにログインして、印刷サービスサーバー103に対する印刷指示として、印刷対象のドキュメントを選択する。この時、クライアントPC107のユーザーは、後述する機器管理サービスサーバー106が保持するデバイスデータの中から、選択したドキュメントの印刷を可能とする画像処理装置を選択指定することもできる。選択指定がされない場合は、いずれの画像処理装置でも印刷可能と判断しても良い。40

【0035】

印刷サービスサーバー103の印刷指示受付部311は、印刷対象のドキュメントのデータと、印刷を可能とする画像処理装置を示すデバイス情報を含む印刷指示を受け付ける。印刷データ管理部318は、印刷指示に含まれるそれらデータを記憶装置に、以下の表Aに示す形式で格納する。ドキュメントのデータとしては、ドキュメント名などの属性情報と、データファイル、ファイル保存場所を示す情報などが含まれる。

【0036】

表Aにおいて、ドキュメント名は、ユーザーが印刷指示として選択したドキュメントの名称を表し、後述する印刷フローにおいて、画像処理装置101上に表示される名称となる。ドキュメントデータは、印刷するドキュメントのバイナリデータとなる。ユーザー識50

別情報（ID）は、印刷を指示したユーザーを一意に表すIDとなる。このユーザーIDは、印刷サービスにログインした後に、印刷指示が行われるため、特定できる情報である。印刷可能デバイスIDは、ユーザーが印刷を指示した際に、指定したデバイスを識別するデバイス識別情報となる。印刷時にデバイスを指定しなかった場合には、いずれのデバイスでも印刷可能であることを示す情報として、例えば「*」などの特別なフラグを設定する。表Aにより、印刷サービスサーバー103は、サービスの提供先として、印刷可能ユーザー並びに印刷可能機器を管理することができる。

【0037】

【表1】

表A

ドキュメント名	ドキュメントデータ	ユーザーID	印刷可能デバイスID
a a a. d o c	0 1 0 1 0 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 …	u s e r 0 0 1	d e v 0 0 1
b b b. p p t	0 0 1 0 1 0 0 1 0 1 0 1 0 0 1 1 1 1 …	u s e r 0 0 3	d e v 0 0 2, d e v 0 0 3
c c c. t x t	0 1 1 1 1 1 0 1 0 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 …	u s e r 0 0 4	*
:	:	:	

10

20

【0038】

なお、クライアントPC107を利用するユーザーは、事前に印刷サービスサーバー103に対して、ID / Passwordのように、一般的な方法で、印刷サービスを利用するためのユーザーを作成している。また、印刷指示時にも、該ユーザーで印刷サービスにログインした上で、印刷指示を行う。なお、本実施例においては、事前に作成されたID / Passwordの組をレガシークレデンシャルと表記する。レガシークレデンシャルはユーザー管理部312が記憶装置に格納し、管理する。

【0039】

30

機器管理サービスサーバー106のデバイス登録要求受信部391は、画像処理装置101のデバイス登録要求部355からデバイス登録要求を受信する。該登録要求に含まれるデバイス情報はデバイス情報管理部392によって記憶装置上で管理される。管理される情報としては、デバイスIDやその製品名称、設置場所等、ユーザーが印刷指示をする際に印刷可能としたい装置の判別が可能な情報である。

【0040】

印刷サービスサーバー103が、後に印刷されるドキュメントデータがクライアントPC107から登録される際には、クライアントPC107のユーザーに、印刷を行う画像処理装置を指定させてもよい。のために、印刷サービスサーバー103は、クライアントPC107に対して、デバイスリストを表示させる。のために、印刷サービスサーバー103は、機器管理サービスサーバー106のデバイス情報管理部392にデバイス情報を要求する。印刷サービスサーバー103は、デバイス情報に基づくデバイスリストをクライアントPCに提供することになる。

40

【0041】

なお、クライアントPC107から印刷サービスサーバー103に対する画像処理装置の処理対象に成り得るデータの登録や画像処理装置の選択は、クライアントPC107のウェブブラウザを用いて行われる。従って、画像処理装置の処理対象に成り得るデータの登録や画像処理装置の選択は携帯端末102から行われてもよい。

【0042】

印刷サービスサーバー103に対する携帯端末102からの認証情報の登録処理

50

携帯端末 102 の認証情報登録要求部 331 は、印刷サービスにアクセスし、認証情報の登録処理を開始する。ここで、認証情報とは、携帯端末 102 内で行われる生体認証の成功に応じて、携帯端末 102 の認証されたユーザーを、印刷サービスサーバー 103においても認証するために必要となる情報である。詳しくは後述するが、認証情報には、公開鍵や認証情報 ID などが含まれる。一方で、この認証情報はネットワーク上を流れるため、生体認証に用いるようなユーザー固有の生体情報やそれに対応して生成される秘密鍵は含まれない。認証情報登録要求部 331 は、印刷サービスがウェブブラウザなどによってアクセスされるアプリケーションであった場合は、javascipt によって実現されても良いし、印刷サービス用のアプリケーションがある場合にはその中で実現されても良い。

10

【0043】

携帯端末 102 のユーザーの指示に応じて本登録処理が開始されると、印刷サービスサーバー 103 の印刷サービスは、携帯端末 102 にレガシークレデンシャルの入力を要求する。ユーザーは、携帯端末のウェブブラウザやアプリを介して、印刷サービスにログインするためのレガシークレデンシャルを入力する。レガシークレデンシャルが正しく入力され、その認証が成功した場合、そのユーザーについて、印刷サービスサーバー 103 における、レガシークレデンシャルとは異なる認証情報の登録処理が可能となる。

【0044】

携帯端末 102 の生体情報入力部 332 は、生体情報センサー 248 を介して、ユーザーから指紋情報などの生体情報の入力を受付ける。生体情報管理部 333 は、入力された生体情報と、該生体情報を識別するための生体情報 ID を紐付けて、TPM 246 に格納する。ここで、本発明では、生体情報センサー 248 や TPM 246 といったハードウェアを用いて、携帯端末 102 内の生体認証を制御するための認証モジュールとして、生体情報管理部 333、認証要求受信部 334、生体認証部 335 が実装される。この認証モジュールは、オーセンティケータ (Authenticator) とも呼ばれる。認証情報登録要求部 331 など、その他のモジュールも認証モジュールの一部として実現することも可能である。

20

【0045】

生体認証部 335 は、生体情報が入力された後、当該生体情報に対応する公開鍵、秘密鍵のペアを作成する。生体情報管理部 333 は、作成された秘密鍵と、それに対応する生体情報を識別するための生体情報 ID と、レガシークレデンシャルと、印刷サービスサーバー 103 を示すような ID など、を紐付けて TPM 246 に格納して管理する。ここで格納される情報の例を、表 B で説明する。

30

【0046】

【表 2】

表 B

認証情報 ID	サービス ID	秘密鍵	生体情報 ID
407c-884	print.co	1faea2da-a269-4fa7-8	d493a7
1-79d	m	12a-509470d9a0cb	44
:	:	:	

40

【0047】

表 B の認証情報 ID 列は、各登録情報に対して生体情報管理部 333 で一意に割り当てられる識別情報 (ID) である。サービス ID 列は、ユーザーが連携するシステム (本実施例においては、印刷サービスサーバー 106) を示す ID で、該システムのトップレベルメイン、セカンドレベルメインの情報を格納する。秘密鍵列は、秘密鍵を格納する。生体情報 ID 列にはユーザーから入力された指紋などの情報に 1 対 1 に対応する特徴量情報 (生体情報) に対応する ID を格納する。

【0048】

50

前述した公開鍵は、認証情報登録要求部 331 によって、認証情報として、表 B で対応づけて管理される認証情報 ID とともに、印刷サービスサーバー 103 に送信される。印刷サービスサーバー 103 の認証情報登録部 314 は、受信した認証情報を、記憶装置にレガシークレデンシャルに紐付けて保存する。ここで保存される情報例を表 C に示す。

【0049】

【表 3】

表 C

認証情報 ID	公開鍵	ユーザー ID
407c-88	AC43C5FB-BFA2-48D1-A71	user001
41-79d	B-FB04ACDA347A	
4c04-42	8143CA9F-35C9-4333-948	user002
8b-a7a2	F-BFCE66A74310	
:	:	

10

【0050】

認証情報 ID 列は、表 B における認証情報 ID 列の値が格納される。公開鍵列は表 B における秘密鍵とペアになる公開鍵を格納する。即ち、表 B で認証情報 ID が同一の秘密鍵と公開鍵について、表 B の秘密鍵で暗号化したものは表 C の公開鍵で復号化できるということである。ここでは、レガシークレデンシャルとの紐付けのために、ユーザー ID を利用して管理している。

20

【0051】

画像処理装置での、印刷サービスサーバー 103 に対する要求処理及び出力処理 クライアント PC107 から印刷サービスサーバー 103 に対して予め印刷指示されたドキュメントを、ユーザーが任意の画像処理装置 101 を操作することで、画像処理装置 101 で印刷サービスサーバー 103 から取得して、出力する処理について説明する。この処理については、図 3 に加え、図 4 のシーケンス図を用いて説明を行う。

20

【0052】

S401 では、ユーザーの操作に応じて、画像処理装置 101 は印刷サービスサーバー 103 の印刷サービスの URL に対してアクセスする。この際に、画像処理装置 101 のドキュメント要求部 351 は、印刷サービスサーバー 103 のドキュメント要求受信部 315 に対して、ドキュメント要求を発行してもよい。このタイミングでは、まだ画像処理装置 101 を操作するユーザーの印刷サービスサーバー 103 の印刷サービスに対する認証は行われていない。

30

【0053】

S402 では、ユーザー検証部 316 は、印刷サービスへのアクセス、またはドキュメント要求の受信に応じて、図 5 (a) で示す認証用パラメータ 501 を作成する。S403 では、ドキュメント要求受信部 315 は、S401 のレスポンスとして、S402 で作成した認証用パラメータ 501 を返却する。

40

【0054】

ここで、認証用パラメータ 501 は、アサーションチャレンジ 502 とアサーション拡張領域 503 から構成される。アサーションチャレンジ 502 はチャレンジレスポンス認証のために利用する検証用データである。アサーション拡張領域 503 は、印刷サービスサーバー 103 が携帯端末 102 での生体認証に関する処理を制御するため拡張パラメータが格納される。

【0055】

S404 では、画像処理装置 101 の認証要求部 353 は、S403 で返却された認証用パラメータと共に、NFC や BlueTooth などを用いて構築されるネットワーク 112 を介して接続された携帯端末 102 の認証要求受信部 334 に対して生体認証要求

50

を行う。ユーザーは、画像処理装置 101 の表示装置を操作して、印刷サービスサーバー 103 に携帯端末 102 で生体認証を行うことを指定することができる。この場合には、画像処理装置 101 は認証用パラメータを携帯端末 102 に転送する。

【0056】

S405 では、生体認証部 335 は、生体認証要求の受信に応じて、生体認証処理の制御を行う。生体認証処理の詳細について、図 6 を用いて、説明する。図 6 で示すフローチャートは、携帯端末 102 の CPU242 がプログラムを実行することで実現される処理を説明するためのものである。

【0057】

S611 では、生体認証部 335 は、図 9 に示すような生体認証のための生体情報の入力をユーザーに促すための要求画面を表示する。本実施例においては生体情報として指紋情報を扱っているが、虹彩や顔など別の情報を用いても良い。S612 では、生体情報入力部 332 は、生体情報センサー 248 を介して、ユーザーからの指紋情報の入力を受け付け、指紋情報の特徴量を取得する。この特徴量は、指紋のパターン・虹彩の模様・静脈の形など個人に対してユニークであるものを、ユニーク性を損なわないよう値に変換したものである。S613 では、生体認証部 335 は、生体情報センサー 248 で受け付けた生体情報による認証処理の結果を確認する。ユーザーから入力された生体情報が登録済みであり、認証処理に成功した場合には、S614 に進む。

【0058】

S614 では、生体認証部 335 は、S613 の認証処理に成功した生体情報に対応する秘密鍵を、表 B を参照することで取得し、その秘密鍵を用いた暗号化処理を実行することで、アサーションチャレンジ 502 から署名データを作成する。さらに、生体認証部 335 は、図 5 (b) に示すアサーション (Assertion) 情報 521 を生成する。

【0059】

ここで、アサーション情報 521 は、認証情報 522 と署名 523 とクライアントデータ 524 から構成される。認証情報 522 には、S614 で用いた秘密鍵に紐付けて表 B で管理される認証情報 ID が設定される。署名 523 には、S614 で作成された署名が設定される。クライアントデータ 524 は、図 5 (c) に示すような構成をとる。

【0060】

さらに、クライアントデータ 524 の構成例を説明する。クライアントデータ 524 は、アサーションチャレンジ 531、拡張領域 532、およびハッシュアルゴリズム 533 から構成される。アサーションチャレンジ 531 は、S402 にて印刷サービスサーバー 103 より送られたアサーションチャレンジ 502 と同じものである。拡張領域 532 には、任意の情報が設定される。ハッシュアルゴリズム 533 は、署名 523 を作成したときのハッシュ化アルゴリズムを示す情報であり、例えば S256 (=SHA-256)、S384 (=SHA-384) などの文字列が設定される。

【0061】

図 4 のシーケンスの説明に戻る。

【0062】

S406 で、認証要求受信部 334 は、図 6 で示す処理により作成されたアサーション情報 521 を、S404 の応答として、画像処理装置 101 に返却する。

【0063】

S407 では、画像処理装置 101 の機器認証要求部 352 は、機器認証サービスサーバー 104 の機器認証要求受信部 371 に対して、機器認証要求を送信する。この時、画像処理装置 101 は、画像処理装置内のセキュアな領域に保存された、画像処理装置の識別情報であるデバイス ID と Password を併せて送信する。

【0064】

S408 では、機器認証部 373 は、機器認証要求の受信に応じて、S407 で送信されたデバイス ID / Password の組合せが登録済みの組合せと一致するか否かを検証し、登録済みであった場合には、認証トークンを発行する。発行された認証トークンは

10

20

30

40

50

、機器認証情報管理部 375 が、デバイス ID と紐付けて、記憶装置に保存する。S409 では、機器認証要求受信部 371 は、S407 のレスポンスとして発行された認証トークンを返却する。

【0065】

S410 では、画像処理装置 101 のドキュメント要求部 351 は、印刷サービスサーバー 103 のドキュメント要求受信部 315 に対して、アサーション情報 521 と認証トークンとを送信する。この際に、本実施例においては、認証トークンの印刷サービスサーバー 103 に対する送信方法の一例として、ドキュメント要求部 351 がアサーション情報 521 に含まれるクライアントデータ 524 内の拡張領域 532 に対して認証トークンを設定している。拡張領域 532 には下記のような JSON 等のスキーマに従って情報が設定される。
10

```
{ 'device token' : '00fde7ed-06bc-4d0f-8773-cb399e73eb6c' }
```

【0066】

S411 では、印刷サービスサーバー 103 のユーザー検証部 316 は、受信したアサーション情報 521 に含まれる認証情報 ID を元に、表 C より公開鍵情報を取得し、公開鍵をもちいてアサーション情報に含まれる署名 523 を検証する。署名 523 を取得した公開鍵で復号して得られたデータと、S403 で認証用パラメータ内に設定したアサーションチャレンジ 502 とを照合（一致判定）することで、検証を行う。ここで正しく検証できた場合には、携帯端末 102 で生体認証に成功したユーザーが、印刷サービスサーバー 103 においても登録済みユーザーとして認証に成功したとみなし、S412 に進む。ユーザー検証部 316 でのアサーション情報の検証に失敗した場合には、ドキュメント要求受信部 315 は認証失敗を画像処理装置 101 に応答する（不図示）。
20

【0067】

S412 では、機器検証要求部 317 は、画像処理装置 101 から受信した認証トークンを含む、認証トークンの検証要求を機器認証サービスサーバー 104 の機器検証要求受信部 372 に送信する。

【0068】

S413 では、機器検証部 374 が、機器認証情報管理部 372 により管理された発行済みの認証トークンのうち、機器検証要求受信部 372 を介して受信した認証トークンと一致するものがあるか否かを判断する。判断の結果、一致する認証トークンが存在する場合には正しく検証できたものとして、S414 にて、機器検証要求受信部 372 は、機器認証情報管理部 372 がその認証トークンと紐付けて管理していたデバイス ID を、検証の成功とともに印刷サービスサーバー 103 に対して返却する。一方で、機器検証要求受信部 372 は、判断の結果、一致する認証トークンが存在しない場合には、機器の検証に失敗した旨の通知を印刷サービスサーバー 103 に対して返却する（不図示）。印刷サービスサーバー 103 は、機器の検証に失敗した場合には、S410 の応答として、画像処理装置 101 に対して印刷できるドキュメントがない旨の通知を返却してもよい。
30

【0069】

S415 では、ドキュメント要求受信部 315 は、検証に成功したアサーション情報 521 に含まれる認証情報 ID を元に表 C よりユーザー ID を特定する。さらに、印刷データ管理部 318 は、表 A を参照し、特定されたユーザー ID のドキュメントであり、かつ、S414 で返却されたデバイス ID での印刷が可能なドキュメントのデータを抽出する。抽出されたデータに基づき、印刷データ管理部 318 は、印刷可能なドキュメントの識別情報（ドキュメント ID）を含むドキュメントリストを作成する。印刷データ管理部 318 は、表 A で、ユーザー ID、およびデバイス ID に一致するレコードが存在しないときは、空のドキュメントリストを作成する。
40

【0070】

S416 では、ドキュメント要求受信部 315 は、S415 にて作成したドキュメントリストを、画像処理装置 101 のドキュメント要求部 351 に返却する。なお、S415
50

で、表 A にユーザー ID に紐づくドキュメントは存在するが、S 4 1 3 で取得されたデバイス ID で印刷可能なドキュメントがない場合には、そのことを示す情報を返却されるレスポンスに加えても良い。

【 0 0 7 1 】

S 4 1 7 では、リスト表示部 3 5 4 は、S 4 1 6 にて返却されたドキュメントリストを、画像処理装置 1 0 1 の表示装置に表示する。ドキュメント選択部 3 5 5 は、表示されたリストを介した、ユーザーの選択を受け付ける。図 7 を用いて、表示の例を説明する。

【 0 0 7 2 】

図 7 (a) では、画像処理装置 1 0 1 の表示装置上に返却されたドキュメントリスト (ドキュメント 7 0 1 、 7 0 2 、 7 0 3 を含む) が表示される。携帯端末 1 0 2 で生体認証されたユーザーは、これら一覧の中から、印刷したいドキュメントを選択し、印刷ボタン (7 0 4) を押下する。

【 0 0 7 3 】

図 7 (b) は、S 4 1 6 にて返却されたレスポンスに、携帯端末 1 0 2 で生体認証されたユーザーに紐づくドキュメントがない場合に表示される画面の例を示す。一方で、図 7 (c) は、携帯端末 1 0 2 で生体認証されたユーザーが操作している画像処理装置 1 0 1 を用いて印刷可能なドキュメントがない場合に表示される画面の例を示す。

【 0 0 7 4 】

S 4 1 8 では、ドキュメント要求部 3 5 1 は、ドキュメント選択部 3 5 5 を介して受け付けたユーザーの選択に対応するドキュメント ID を含めた取得要求を印刷サービスサーバー 1 0 3 に対して送信する。S 4 1 9 では、ドキュメント要求受信部 3 1 5 は、S 4 1 8 で指定されたドキュメント ID に基づき、ドキュメントのデータを表 A から取得し、画像処理装置 1 0 1 に返却する。S 4 2 0 では、画像処理装置 1 0 1 では、S 4 1 9 で受信したデータの印刷処理を実行する。

【 0 0 7 5 】

なお、画像処理装置 1 0 1 に生体認証センサー、TPM が含まれており、予め、表 B 、 C で示すような情報の登録が画像処理装置 1 0 1 と印刷サービスサーバー 1 0 3 との間で行われていたとする。その場合には、携帯端末 1 0 2 を利用することなく、生体認証処理を画像処理装置 1 0 1 で実行してもよい。この場合には、S 4 0 4 ~ S 4 0 6 の処理が省略され、その代わりに、画像処理装置 1 0 1 で、図 6 で示す処理が実行された上で、アサーション情報が作成されることになる。

【 0 0 7 6 】

以上、実施例 1 に記載の機器制御システムを実現することで、生体認証と機器認証を組み合わせた機器制御システムの実現が可能となる。

【 0 0 7 7 】

(実施例 2)

本発明に係る第 2 の実施形態について説明する。以下、実施例 1 と異なる点について、とくに詳細に説明する。

【 0 0 7 8 】

実施例 1 においては、クライアント PC 1 0 7 からの印刷指示の際に、印刷可能なデバイスを指示していた。しかしながら、例えば会社内の機密ドキュメントを印刷する際には、多くの場合において、情報漏えい防止の観点から、社内の指定画像処理装置でのみ印刷可能とするケースが多いと考える。そういうった場合でも、毎回印刷をするたびに、画像処理装置を指定することはユーザービリティの観点から、非常に非効率であるといえる。そこで、本実施例においては、画像処理装置、およびユーザーのテナント管理機能を追加し、印刷指示を行うユーザーと同じテナントに所属する画像処理装置であれば、印刷可能とするようとする。

【 0 0 7 9 】

本実施例のために、図 3 で示すテナント管理サービスサーバー 1 0 5 を追加する。これは、ユーザー、および画像処理装置がどのテナントに所属するかといった情報を管理する

10

20

30

40

50

。

【0080】

テナント管理サービスサーバー105のテナント情報管理部382が保持するデータ例を、表を用いて説明する。

【0081】

表Dは、テナントとユーザー間の関係を管理するためのユーザー管理テーブルの一例である。テナントID列は組織を一意に表すためのIDである。また、ユーザーID列は、前述したレガシークレデンシャルのユーザーIDに対応する情報である。下表の場合、user001、およびuser002は、テナントAに所属し、user003は、テナントBに所属するということを表す。

【0082】**【表4】**

表D：ユーザー管理テーブル

テナントID	ユーザーID
テナントA	user001
テナントA	user002
テナントB	user003
...	...

10

20

【0083】

表Eは、テナントと画像処理装置との間の関係を管理するためのデバイス管理テーブルの一例である。下表の場合、デバイスIDが“dev001”の画像処理装置はテナントAに所属し、デバイスIDが“dev002”、および“dev003”的画像処理装置は、テナントBに所属するということを表す。

【0084】**【表5】**

表E：デバイス管理テーブル

テナントID	デバイスID
テナントA	dev001
テナントB	dev002
テナントB	dev003
...	...

30

【0085】

クライアントPC107を用いてユーザーが印刷指示を発行した場合、実施例1で説明したとおり、印刷指示受付部311がその指示を受信する。その後、印刷指示をしたユーザーが所属するテナント情報、および同テナントに所属する画像処理装置の情報を、テナント情報要求部319を介して、テナント情報要求受信部381に要求する。テナント情報要求受信部381が受信した要求は、テナント情報処理部383を介して、デバイス管理テーブルより指示ユーザーが所属するテナントIDが求める。

【0086】

ついで、そのテナントIDに所属するデバイスIDをデバイス管理テーブルより取得し、これらの情報がテナント情報要求部319に返却される。これらの情報は、実施例1と同様に印刷データ管理部318が記憶装置に保存する。

【0087】

本実施例では、前述の図4のS415で、ドキュメント要求受信部315は、検証に成

40

50

功したアサーション情報 521 に含まれる認証情報 ID を元に表 C よりユーザー ID を特定する。また、S414 で返却されたデバイス ID が特定されたユーザー ID が所属するテナント ID で示すテナントに属するものかをチェックする。そのテナントに属するものであることが核にされた場合には、表 A を参照し、特定されたユーザー ID に対応するドキュメントのデータを抽出する。印刷データ管理部 318 は、抽出されたデータに基づき、印刷可能なドキュメントの識別情報（ドキュメント ID）を含むドキュメントリストを作成する。

【0088】

（応用例 1）

実施例 1、および 2 では、画像処理装置について機器認証が必要であった。しかしながら、利用ユーザーによっては、印刷可能な機器を指定しない場合も数多く存在すると考えられる。このような場合、毎回、機器認証サービスサーバー 104 への認証要求を行っては、画像処理装置 101 の処理負荷が高まるという課題が存在する。

10

【0089】

そこで、本実施例では、印刷指示をしたユーザーに紐づくドキュメントのうち、印刷デバイスが指定されているドキュメントが存在する場合にのみ、画像処理装置 101 が機器認証サービスサーバー 104 への機器認証の要求を行うようにする。

【0090】

図 8 は、本応用例におけるシーケンスを示す。なお図 4 で示した処理と同様の処理については説明を割愛する。

20

【0091】

S801 では、画像処理装置 101 のドキュメント要求部 351 は、S406 の結果得られたアサーション情報を、印刷サービスサーバー 103 に送信する。実施例 1 では、機器認証サービスサーバー 104 から得た認証トークンを、図 5 (c) に示した拡張領域 532 に設定したが、本応用例では、図 5 (d) に示すように拡張領域にデータが設定されていないクライアントデータ 524 を含むアサーション情報が、印刷サービスサーバー 103 に対して送信される。

【0092】

印刷サービスサーバー 103 にでは、図 4 の S411 の処理の後に、S802 で、ドキュメント要求受信部 315 は、表 A を参照し、S411 での検証の結果特定されたユーザー ID に紐づくドキュメントのデータを検索する。表 A で、検索されたデータの中で、印刷可能なデバイスが指定されているドキュメントのデータが存在した場合には S803 ~ S812 の処理が実行され、存在しなかった場合には S813 の処理が実行される。

30

【0093】

S803 では、印刷サービスサーバー 103 のドキュメント要求受信部 315 が、画像処理装置 101 に対して、S801 のレスポンスとして、機器認証を指示する。

【0094】

S804 では、機器認証の指示に応答して、画像処理装置 101 が機器認証サービスサーバー 104 に対して機器認証の要求を行う。S804 乃至 S806 は、図 4 で述べた S407 乃至 S409 と同じであるため、説明を割愛する。

40

【0095】

S807 では、S406 にて返却されたアサーション情報データに S806 で返却された認証トークンを追加し、印刷サービスサーバー 103 に送信する。この際の送信されるアサーション情報データに含まれるクライアントデータは、図 5 (c) で述べた拡張領域に認証トークンが設定されたものとなる。

【0096】

S808 乃至 S812 は、図 4 で述べた S411 乃至 S415 と同じであるため、説明を割愛する。

【0097】

S813 では、ドキュメント要求受信部 315 は、表 A の中から S411 での検証の結

50

果特定されたユーザーIDに紐づくドキュメントのデータを用いたドキュメントリストを作成する。

【0098】

S416以降の処理は、図4で前述した通りであるため、ここでは説明を割愛する。

【0099】

以上、応用例1によれば、生体認証されたユーザーの印刷対象のドキュメントが機器認証を必要とする場合にのみ、画像処理装置101が機器認証サービスサーバー104に対して機器認証の要求を行うことになる。従って、本システムに対する負荷を軽減する事が可能となる。

【0100】

(応用例2)

ここまで説明してきた各実施例では、画像処理装置のデバイスID / Passowrdによるデバイス登録を前提に厳密な機器認証を行っていた。本応用例では、画像処理装置の位置情報によって、出力に利用できる機器の制限を行う例について説明する。

【0101】

本応用例では、画像処理装置101の設置場所を示す位置情報、または画像処理装置101と生体認証のために接続された携帯端末102で取得した位置情報をアサーション情報に含めて、画像処理装置101から印刷サービスサーバー103に送信する。印刷サービスサーバー103は、位置情報に基づき、携帯端末102で生体認証されたユーザーが、該画像処理装置101で印刷可能であるドキュメントのデータを特定する。

【0102】

具体的には、アサーション情報を送信する際に、図5(c)で説明したクライアントデータ524内の拡張領域532に、上述した認証トークに代えて、下記に示すような位置情報などの情報を設定する。たとえば、下記例では、geoinfoキー内に、緯度(Latitude)情報と、経度(Longitude)情報を設定している。

```
{ 'geoinfo' : { 'Latitude' : 57.64911, 'Longitude' : 10.40744 } }
```

【0103】

印刷サービスサーバー104は、S416で、位置情報でおおよそ特定される画像処理装置で印刷可能なドキュメントのドキュメントIDのみドキュメントリストに含めるようする。

【0104】

(応用例3)

実施例1、2、応用例1、2では、印刷サービスを例として挙げた。本発明によれば、前述の印刷処理に代えて、ネットワーク上のサービス提供装置から取得されたリストから選択したデータをS419で取得して、画像処理装置が、画面出力や3次元造形物の印刷出力などを行うシステムも同様に実現できる。

【0105】

また、本発明によれば、ネットワーク上のサービス提供装置から取得されたストレージサービス(URLやフォルダなど)のリストの中からユーザーの選択に従い、画像処理装置に入力されたデータ(スキャンデータ、撮影画像など)を選択された先に出力してもよい。

【0106】

例えば、画像処理装置101は、S417のタイミングで、スキャンされたデータをいずれのストレージサービスに保存するかを画像処理装置101の表示装置上の表示から選択する。この場合、印刷サービスサーバー103の代わりに、サービス提供装置として、スキャンサービスサーバー(不図示)を配置する。このストレージサービスの選択において利用されるユーザーが利用可能なサービスを含むリストは、ストレージサービスから画像処理装置101に対して提供される。ストレージサービスは、上述の実施例と同様に、アサーション情報の署名を検証することで、ユーザーIDを特定する。なお、ストレージ

10

20

30

40

50

サービス例としては、evernoteや、dropboxなどが挙げられる。

【0107】

このスキャンサービスサーバーは、図4のS411にてアサーション情報検証をし、ユーザーを特定した際に、該ユーザーが事前に連携設定をしていた、ストレージサービス一覧を作成する。ここで作成されたストレージサービス一覧は、それらのログイン画面へのURLなどを含み、下記に示すような構成となる。

```
{ 'storage_list' : { 'evernote' : 'http://evernote.com/login', 'dropbox' : 'http://dropbox.com/login' } }
```

【0108】

このストレージサービス一覧を、印刷可能ドキュメントリストの代わりにS416にて返却し、S417にてストレージサービスに表示する。ユーザーは、表示されたストレージサービス一覧の中から、スキャンデータを格納したいサービスを選択し、ログイン作業を実施することで、スキャンサービスサーバーによる選択されたストレージサービスへのスキャンデータの保存が実行される。

【0109】

(他の実施例)

本発明は、上述した実施形態(実施例1、2、応用例1，2，3)を適宜組み合わせることにより構成された装置あるいはシステムやその方法も含まれるものとする。

【0110】

ここで、本発明は、上述した実施形態の機能を実現する1以上のソフトウェア(プログラム)を実行する主体となる装置あるいはシステムである。また、その装置あるいはシステムで実行される上述した実施形態を実現するための方法も本発明の一つである。また、そのプログラムは、ネットワーク又は各種記憶媒体を介してシステム或いは装置に供給され、そのシステム或いは装置の1以上のコンピューター(CPUやMPU等)によりそのプログラムが読み出され、実行される。つまり、本発明の一つとして、さらにそのプログラム自体、あるいは該プログラムを格納したコンピューターにより読み取り可能な各種記憶媒体も含むものとする。また、上述した実施形態の機能を実現する回路(例えば、ASIC)によっても、本発明は実現可能である。

【符号の説明】

【0111】

101 画像処理装置

102 携帯端末

103 印刷サービスサーバー

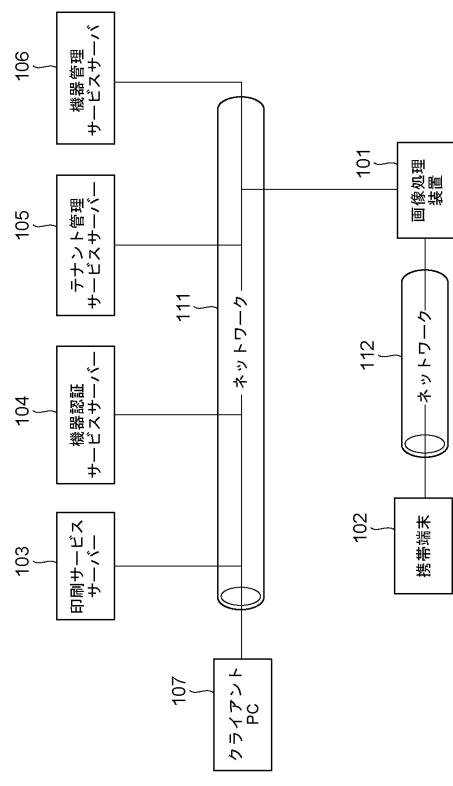
104 機器認証サービスサーバー

10

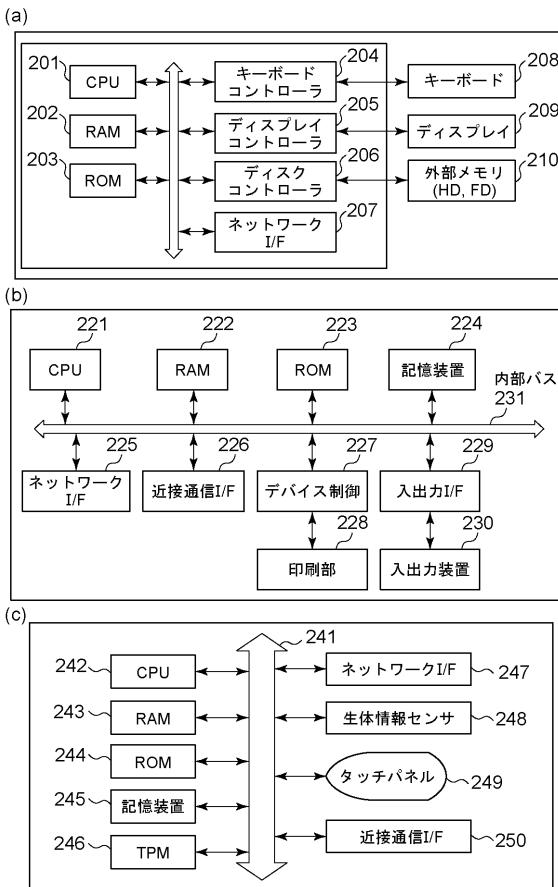
20

30

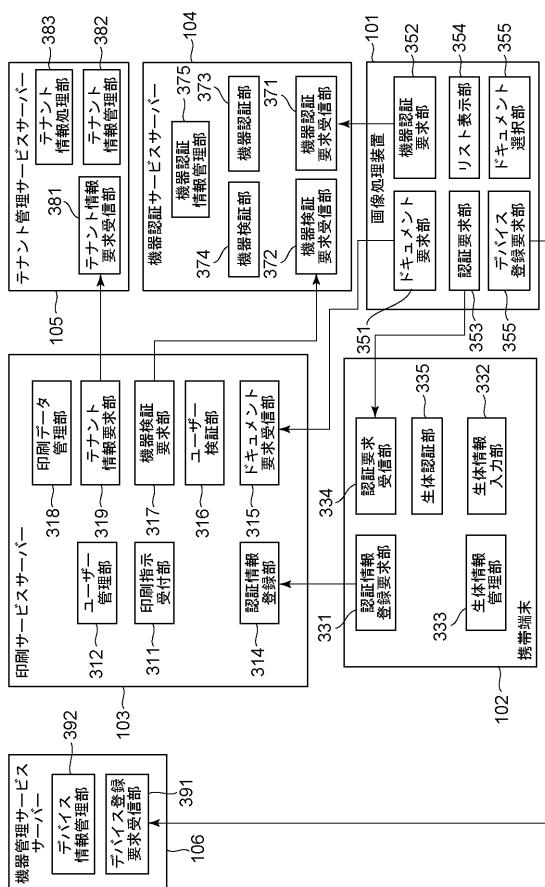
【圖 1】



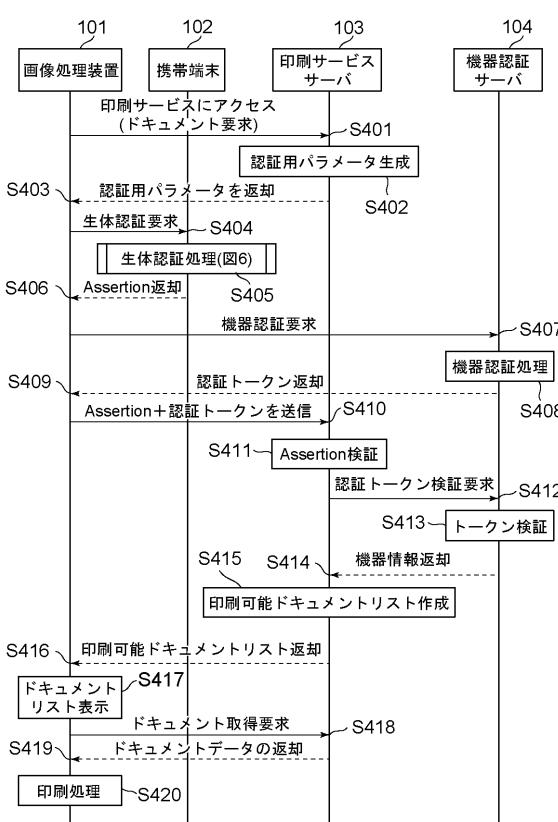
【図2】



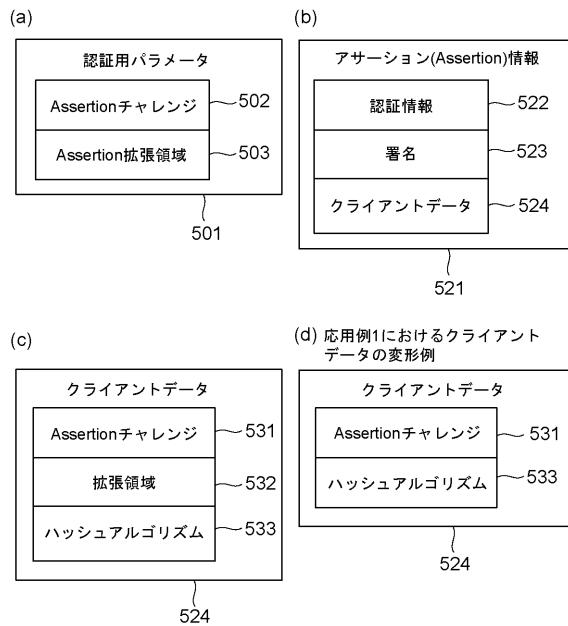
【図3】



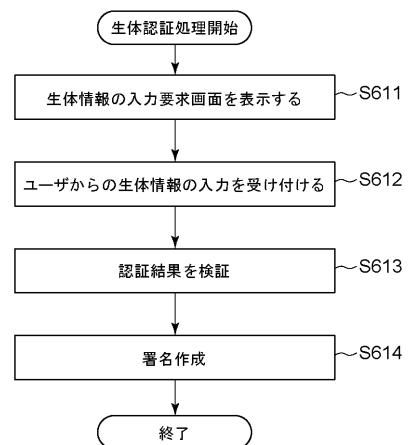
【図4】



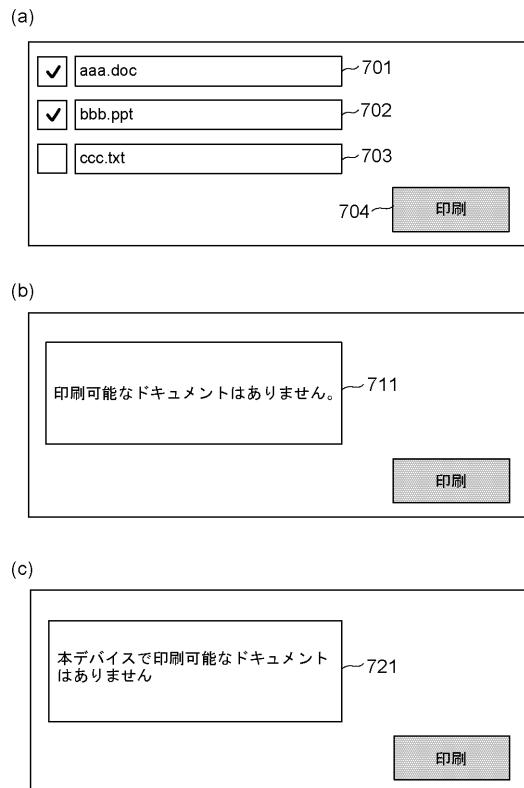
【図5】



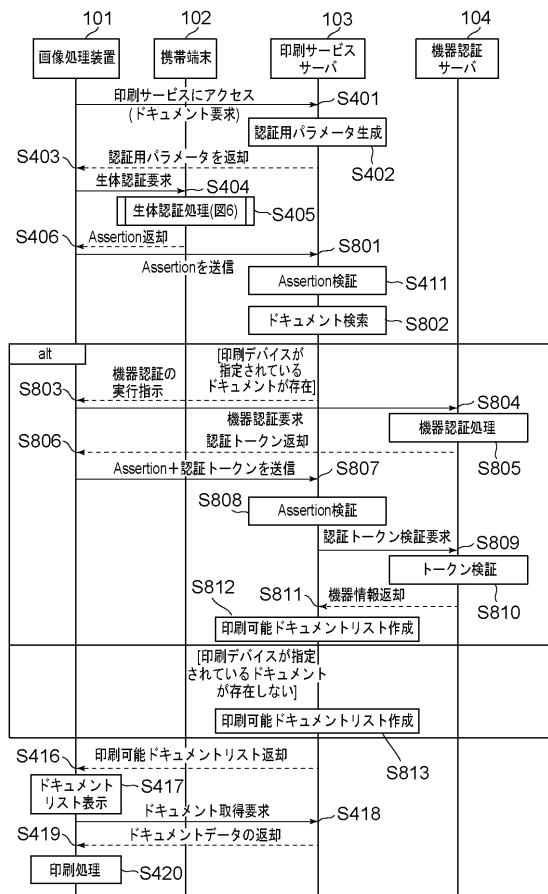
【図6】



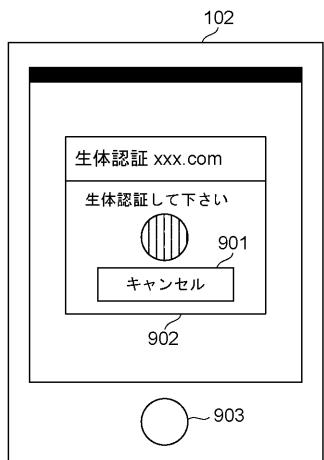
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I

G 0 9 C 1/00 6 4 0 E

(56)参考文献 特開2016-091210(JP,A)

特開2011-238083(JP,A)

特表2016-511849(JP,A)

特開2015-103017(JP,A)

緒方祐介 ほか, 公開鍵秘密鍵を用いた認証方式に関するセキュリティ、利便性、運用性における一考察, 電子情報通信学会技術研究報告, 日本, 一般社団法人 電子情報通信学会, 2015年10月 8日, Vol.115, No.252, pp.13-18 (IN2015-55), ISSN 0913-5685

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 0 6 F 2 1 / 0 0 - 2 1 / 1 0

G 0 6 F 2 1 / 3 0 - 2 1 / 4 6

G 0 6 F 2 1 / 6 0 - 2 1 / 8 8

G 0 6 F 3 / 1 2

G 0 9 C 1 / 0 0